

Reception number :	Reception Date :	担当者名 :
--------------------	------------------	--------

公知の細胞に由来するヒトリプログラム細胞の禁止事項同意書

J C R B細胞バンク  
 国立研究開発法人 医薬基盤・健康・栄養研究所  
 〒567-0085 大阪府茨木市彩都あさぎ 7-6-8  
 電話/FAX:072-641-9851  
 e-mail: jcrb-cell@nibiohn.go.jp

公知のヒト細胞 (\*1) に由来する遺伝子導入によりリプログラムされたヒト細胞（ヒトリプログラム細胞（ヒト人工多能性幹細胞：iPS 細胞を含む。））の分譲を受けるに当たり、以下の条項を遵守することに同意いたします。

同意事項： JCRB 細胞バンクからヒトリプログラム細胞の分譲を受けた者は、以下の項目を実施しない。

- ① ヒトリプログラム細胞を使用して作成した胚の人又は動物の胎内への移植その他の方法によりヒトリプログラム細胞から個体を生成すること。
- ② ヒト胚へヒトリプログラム細胞を導入すること。
- ③ ヒトの胎児へヒトリプログラム細胞を導入すること。
- ④ ヒトリプログラム細胞由来の生殖細胞を使ってヒト胚を作成すること。

上記に同意いたします。

年 月 日

細胞分譲依頼者氏名

\_\_\_\_\_

所属機関名

\_\_\_\_\_

責任者名

\_\_\_\_\_

\*1 「公知のヒト細胞」とは、科学技術会議生命倫理委員会の「ヒトゲノム研究に関する基本原則（平成 12 年 6 月 14 日）」第九（既提供試料）5 とその解説及び厚生労働省、文部科学省、経済産業省が策定した「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針（平成 13 年 3 月 29 日施行、平成 16 年 12 月 28 日全面改正、平成 17 年 6 月 29 日一部改正、平成 20 年 12 月 1 日一部改正）」第 6-16 (1) において、また「国立研究開発法人 医薬基盤・健康・栄養研究所ヒトを対象とする研究に関する倫理規程」第 2 条 (2) において、「学術的な価値が定まり、研究実績として十分に認められ、研究用に広く一般に利用され、かつ、一般に入手可能な」ヒト細胞を意味し、「ヒト由来試料」には当たらないとされている。